

# 千歳市市長交際費支出基準

平成15年12月25日市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、市長交際費が市長の行政執行のために外部との交際上必要な公の経費であることにかんがみ、その支出に関し一層の透明化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(種別、支出範囲等)

第2条 市長交際費は、市政の進展に結びつくことが期待できる場合において、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限度の額を支出するものとする。

2 市長交際費の種別、支出範囲等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 祝儀等 祝金、祝花又は祝酒を原則とし、各種周年記念祝賀会、大会、式典、行事等において、別表第1に定めるところにより、市長又は市長が指名した者が出席する場合に限り支出する。
- (2) 弔慰金等 弔慰金(香典を含む。)、供花又は仏花を原則とし、別表第2に定めるところにより、市長又は市長が指名した者が出席する場合に限り支出する。
- (3) 渉外費 外部との連絡及び交渉に要する経費として、その都度決定する。
- (4) 会費等 各種懇談会等に係る会費及び参加費として、その実費を支出する。
- (5) その他 次に掲げる経費については、その実費を支出する。

ア 土産代

イ 市長公用名刺印刷費

ウ その他市長が特に必要と認めるもの

- (6) 前各号の規定にかかわらず、交際上特に必要があると認められる場合は、所管の部長等と協議の上、別に支出することができる。

(執行状況の公開)

第3条 市長交際費の執行年月日、支出金額及び支出内容については、市のホームページにおいて公開するものとする。ただし、その内容が非公開情報(千歳市情報公開条例(平成5年千歳市条例第14号)第9条の非公開情報をいう。)に該当するものであるときは、当該該当する部分は、公表しない。

(基準の改正)

第4条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、市長交際費の支出に関し必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則

この基準は、平成16年1月6日から施行する。

附 則(平成17年2月17日)

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日)

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月17日)

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日）

（施行期日）

1 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この基準による改正後の千歳市市長交際費支出基準別表第 2 の規定は、この基準の施行の日以後の逝去に係る交際費について適用し、同日前の逝去に係る交際費については、なお従前の例による。